

平成25年第2回泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成25年6月10日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	1
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	11
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	17
報 告	4	平成24年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	23
報 告	5	平成24年度泉南市水道事業会計予算繰越計算書について	25
議 案	1	泉南市情報公開条例及び泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	27
議 案	2	議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	31
議 案	3	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	35
議 案	4	泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
議 案	5	泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	45
議 案	6	泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	7	平成25年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）	55

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月10日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年4月1日に施行され、市民税及び固定資産税等についての制度が改正されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第 1 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 0 日専決

泉南市長 向 井 通 彦

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第43条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第111条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第42条の13」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセント

の割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第42条の13に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第3条の3第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第42条の13に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「場合には、」を「場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第3条の4中「第9項」を「第10項」に改め、「以下この条において同じ。」を削る。

附則第6条の2の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則6条の2の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第6条の4の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第7条第3項第3号中「設定年度」の次に「（法附則第29条の5第1項に規定する市街化区域設定年度をいう。）」を加える。

附則第9条の4第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第13条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第9条の3、附則第9条の4、附則第9条の5又は附則第9条の6の規定を適用する。

附則第9条の3第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則9条の4第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の

		5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第9条の5第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第9条の6第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第13条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有し

ていた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第9条の3、附則第9条の4、附則第9条の5又は附則第9条の6の規定を適用する。

附則第14条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条の改正規定並びに附則第3条の2、第3条の3、第3条の4、第6条の2の3の2、第9条の4及び第13条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

(2) 附則第6条の2の3の2及び第14条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の泉南市市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年

1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第3条の4の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第13条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第14条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の4の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第7条の3第8項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月10日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年4月1日に施行され、都市計画税についての制度が改正されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第 2 号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 0 日専決

泉南市長 向 井 通 彦

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項」を「附則第6項から第8項」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則第8項から第10項」を「附則第9項から附則第11項」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とし、附則第7項から附則第10項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の見出し及び1項を加える。

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 4 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月10日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年4月1日に施行され、国民健康保険税の制度が改正されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行なう必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年3月30日専決

泉南市長 向 井 通 彦

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「第23条において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある者（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 23,918円

第7条の3第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 6,150円

第23条第1号イ(1)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イ(2)中「する額」の次に「に、前記(1)の額を加算した額」を加え、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 前記(1)に定めるところにより算定した額の4分の1に相当する額に、同記(1)の額を加算した額

第23条第1号エ(1)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エ(2)中「する額」の次に「に、前記(1)の額を加算した額」を加え、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 前記(1)に定めるところにより算定した額の4分の1に相当する額に、同記(1)の額を加算した額

第23条第2号イ(1)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イ(2)中「する額」の次に「に、前記(1)の額

を加算した額」を加え、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 前記(1)に定めるところにより算定した額の4分の1に相当する額に、同記(1)の額を加算した額

第23条第2号エ(1)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エ(2)中「する額」の次に「に、前記(1)の額を加算した額」を加え、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 前記(1)に定めるところにより算定した額の4分の1に相当する額に、同記(1)の額を加算した額

第23条第3号イ(1)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イ(2)中「する額」の次に「に、前記(1)の額を加算した額」を加え、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 前記(1)に定めるところにより算定した額の4分の1に相当する額に、同記(1)の額を加算した額

第23条第3号エ(1)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エ(2)中「する額」の次に「に、前記(1)の額を加算した額」を加え、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 前記(1)に定めるところにより算定した額の4分の1に相当する額に、同記(1)の額を加算した額

附則第15項中「第3項」を「第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成24年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

平成24年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費に係る経費について次のとおり繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成24年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	庁舎改修事業	円 135,200,000	円 135,200,000	円	円 135,200,000	円
総務費	総務管理費	人権ふれあいセンター施設耐震化事業	5,800,000	5,800,000		5,800,000	
民生費	社会福祉費	老人集会場改修事業	14,010,000	14,010,000		1,602,000	12,408,000
民生費	児童福祉費	保育所整備事業	16,120,000	16,120,000		15,068,000	1,052,000
民生費	児童福祉費	民間保育所整備事業	90,975,000	90,972,000		84,848,000	6,124,000
衛生費	保健衛生費	火葬場建設事業	32,639,000	32,639,000		18,115,000	14,524,000
農林水産業費	農業費	泉南地区農免農道整備事業	29,050,000	29,050,000		29,000,000	50,000
農林水産業費	農業費	溜池改修事業	27,700,000	27,700,000		27,680,000	20,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
土木費	道路橋梁費	道路維持管理事業	83,700,000	83,700,000		79,185,000	4,515,000
土木費	都市計画費	安全・安心住まいづくり支援事業	1,000,000	1,000,000		1,000,000	
土木費	住宅費	市営住宅建替事業	26,998,000	26,998,000		23,486,000	3,512,000
教育費	小学校費	小学校施設保全整備事業	142,922,000	142,922,000		142,816,000	106,000
教育費	小学校費	小学校施設耐震化事業	292,872,000	292,872,000		292,752,000	120,000
教育費	社会教育費	公民館施設耐震化事業	3,800,000	3,800,000		3,800,000	
教育費	保健体育費	市民体育館施設耐震化事業	4,400,000	4,400,000		4,400,000	
合 計			907,186,000	907,183,000		864,752,000	42,431,000

平成25年6月10日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成24年度泉南市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条の規定により、泉南市水道事業会計予算の繰越しをしたので報告する。

平成24年度泉南市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	簡易水道統合事業費	128,323,000	7,413,000	112,101,150	30,600,000	81,500,000	1,150	8,808,850	0

平成25年6月10日提出

泉南市長 向井通彦

議案第 1 号

泉南市情報公開条例及び泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市情報公開条例及び泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

消防所管の文書について、情報公開請求や個人情報保護に関する事項についての申請等の窓口が泉南市から泉州南消防組合へ変更したことに伴い、本市関係条例において所要の措置を講ずる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市情報公開条例及び泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(泉南市情報公開条例の一部改正)

第1条 泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、消防長」を削る。

(泉南市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、消防長」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地方自治法の一部改正により、議会における会議に出頭した参考人等に対し実費弁償を行うこととするため、本条例を提案するものである。

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例

議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例（昭和61年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年6月10日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

国税において全ての処分について原則として理由附記を行うことを受けて、地方税に関する処分についても、理由を提示することとし、もって市民の権利利益の保護に資するよう関係条例において所要の改正を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「泉南市行政手続条例第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。

(泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 泉南市都市計画税賦課徴収条例(昭和36年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「泉南市行政手続条例第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。

(泉南市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 泉南市国民健康保険税条例(昭和41年泉南市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「泉南市行政手続条例第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第 4 号

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

乳幼児及び児童の保健の向上に資するため、入院に係る医療費助成の対象範囲を就学前から小学校第 3 学年まで拡大するに当たり、本条例を提案するものである。

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成6年泉南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「泉南市乳幼児」の次に「等」を加える。

第1条中「乳幼児」の次に「及び児童」を加える。

第2条第2号中「乳幼児」の次に「及び児童」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 児童 6歳に達した日以後の最初の4月1日から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条に次の3項を加える。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険給付」とは、療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費についての給付をいう。

4 この条例において「被保険者等負担金」とは、医療保険各法の被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が保険給付を受ける際に負担すべき額をいう。

第3条第1項中「乳幼児」の次に「及び児童」を加える。

第4条第1項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合に、療養に要する費用の額のうち、国民健康保険法の規定による被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）又は社会保険各法の規定による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する」を「次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより医療費の助成を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 乳幼児 医療保険各法による保険給付が行われた場合に、当該保険給付に要する費用の額のうち、被保険者等負担金から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

(2) 児童 医療保険各法による入院に係る保険給付が行われた場合に、当該保険給付に要する費用の額のうち、被保険者等負担金から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

第4条第2項第2号中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第8条中「療養の給付等」を「保険給付」に改める。

第9条中「乳幼児」の次に「及び児童」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療

養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 5 号

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

行財政改革大綱の趣旨に基づき、行政財産及び公の施設の利用者に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、総合福祉センターの附属施設利用料金の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

泉南市総合福祉センター条例（平成9年泉南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 付属施設利用料金の表大会議室の項を次のように改める。

大会議室	9,200円	12,200円	15,300円	21,400円	27,500円	36,600円	3,100円	400円
------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、前項の施行の日以後に行われる申請に基づく利用許可から適用し、同日前に行われた申請に基づく利用許可については、なお従前の例による。

議案第 6 号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 0 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

平成 2 5 年 4 月 2 5 日に市長へ提出された泉南市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、本市国民健康保険税賦課応能分資産割について廃止するに当たり所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資産割額並びに」を削り、「及び世帯別平等割額」を「並びに世帯別平等割額」に改め、同項ただし書中「400,000円」を「450,000円」に改め、同条第3項中「資産割額並びに」を削り、「及び世帯別平等割額」を「並びに世帯別平等割額」に改め、同項ただし書中「100,000円」を「120,000円」に改め、同条第4項中「資産割額並びに」を削り、「及び世帯別平等割額」を「並びに世帯別平等割額」に改め、同項ただし書中「80,000円」を「100,000円」に改める。

第3条第1項中「7.2」を「8.8」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条中「1.9」を「2.3」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「2.0」を「2.15」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第23条中「400,000円」を「450,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に、「80,

000円」を「100,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の保険税算定における規定の適用については、平成26年度分及び平成27年度分に限り、新条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(1) 平成26年度

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項	被保険者均等割額並びに 450,000円	資産割額並びに被保険者均等割額及び 410,000円
第2条第3項	被保険者均等割額並びに 120,000円	資産割額並びに被保険者均等割額及び 110,000円
第2条第4項	被保険者均等割額並びに 100,000円	資産割額並びに被保険者均等割額及び 90,000円
第3条第1項	100分の8.8	100分の7.5
第4条	削除	第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋

		に係る部分の額に100分の26.6を乗じて算定する。
第6条	100分の2.3	100分の1.95
第7条	削除	第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の6.6を乗じて算定する。
第8条	100分の2.15	100分の2
第9条	削除	第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の2.5を乗じて算定する。
第23条第1項各号列記以外の部分	450,000円 120,000円 100,000円	410,000円 110,000円 90,000円

(2) 平成27年度

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項	被保険者均等割額並びに 450,000円	資産割額並びに被保険者均等割額及び 430,000円

第2条第3項	被保険者均等割額並びに	資産割額並びに被保険者均等割額及び
第2条第4項	100,000円	90,000円
第3条第1項	100分の8.8	100分の8.2
第4条	削除	第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の13.3を乗じて算定する。
第6条	100分の2.3	100分の2.1
第7条	削除	第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.3を乗じて算定する。
第23条第1項各号列記以外の部分	450,000円 100,000円	430,000円 90,000円

議案第7号

平成25年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,135千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,305,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月10日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,500,000	5,448	2,505,448
	1)地方交付税	2,500,000	5,448	2,505,448
(14)国庫支出金		3,575,722	995	3,576,717
	2)国庫補助金	217,892	995	218,887
(15)府支出金		1,681,384	16,992	1,698,376
	2)府補助金	575,096	16,792	591,888
	3)府委託金	112,919	200	113,119
(17)寄附金		1,320	10,000	11,320
	1)寄附金	1,320	10,000	11,320
(20)市債		8,485,100	3,700	8,488,800
	1)市債	8,485,100	3,700	8,488,800
歳入合計		27,268,033	37,135	27,305,168

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 民生費		9,580,363	20,135	9,600,498
	1) 社会福祉費	2,565,985	3,500	2,569,485
	2) 児童福祉費	3,329,004	8,368	3,337,372
	3) 生活保護費	2,197,870	995	2,198,865
	5) 介護保険費	846,872	7,272	854,144
(5) 農林水産業費		116,048	5,000	121,048
	1) 農業費	112,481	5,000	117,481
(7) 土木費		1,540,964	1,800	1,542,764
	4) 都市計画費	1,100,785	1,800	1,102,585
(9) 教育費		1,660,171	200	1,660,371
	1) 教育総務費	299,035	200	299,235
(11) 諸支出金		107,250	10,000	117,250
	1) 公共施設整備基金費	24,144	10,000	34,144
歳 出 合 計		27,268,033	37,135	27,305,168

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
水路改修事業	千円 3,700	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	年以内 15	年以内 3	年賦又は半年賦、元利 均等償還若しくは元金 均等償還又は満期一括 償還	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合は、 その条件に従うことができる。 また、財政の都合により、償還 期限及び据置期間を短縮し、又 は繰上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	

平成25年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0	地方交付税	2,500,000	5,448	2,505,448			
(1)	地方交付税	2,500,000	5,448	2,505,448			
	1) 地方交付税	2,500,000	5,448	2,505,448	1. 地方交付税	5,448	
1 4	国庫支出金	3,575,722	995	3,576,717			
(2)	国庫補助金	217,892	995	218,887			
	2) 民生費補助金	139,984	995	140,979	3. セーフティネット支援対策等事業費補助金	995	生活保護適正実施推進事業補助金
1 5	府支出金	1,681,384	16,992	1,698,376			
(2)	府補助金	575,096	16,792	591,888			
	2) 民生費補助金	474,478	16,792	491,270	9. 地域福祉・子育て支援交付金	3,500	介護保険特別枠
					11. 介護保険事業費補助金	7,272	介護基盤緊急整備等臨時特例補助金
					12. 安心子ども基金事業補助金	6,020	
(3)	府委託金	112,919	200	113,119			
	5) 教育費委託金		200	200	1. 豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業委託金	200	

款 15 府支出金 項 3 府委託金 目 5 教育費委託金

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
17 寄 附 金		1,320	10,000	11,320			
(1) 寄 附 金		1,320	10,000	11,320			
	1) 総務費寄附金	1,320	10,000	11,320	2. 施設整備寄附金	10,000	
20 市 債		8,485,100	3,700	8,488,800			
(1) 市 債		8,485,100	3,700	8,488,800			
	3) 農林水産業債	10,200	3,700	13,900	3. 水路改修事業債	3,700	
歳 入 合 計		27,268,033	37,135	27,305,168			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
3 民 生 費	9,580,363	20,135	9,600,498	17,787	2,348		
				国庫支出金 995			
				府支出金 16,792			
(1) 社会福祉費	2,565,985	3,500	2,569,485	3,500			
				府支出金 3,500			
9) 老人福祉費	127,163	3,500	130,663	3,500			
				府支出金 3,500			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,500		42,793
[9] 地域包括ケア推進事業	14,000	3,500	17,500	3,500		長寿社会推進課	
				府支出金 3,500			
				[地域福祉・子育て 支援交付金 介護 保険特別枠 3,500]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,500	地域包括ケア推進事業委託料	10,500
(2) 児童福祉費	3,329,004	8,368	3,337,372	6,020	2,348		
				府支出金 6,020			
2) 乳幼児医療助成費	82,891	2,348	85,239		2,348		

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 2 乳 幼 児 医 療 助 成 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 2 乳 幼 児 医 療 助 成 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	2,348		77,820
[2] 乳 幼 児 医 療 助 成 事 業	82,401	2,348	84,749		2,348	生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	2,348	乳幼児医療助成費	77,820
5) 保 育 子 育 て 支 援 費	82,677	6,020	88,697		6,020		
				府支出金	6,020		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	180		4,053
				11. 需 用 費	260		414
				13. 委 託 料	5,000		420
				14. 使 用 料 及 び 賃 借 料	100		147
				18. 備 品 購 入 費	480		320
[2] 保 育 子 育 て 支 援 事 業	6,511	6,020	12,531		6,020	保育子育て支援課	
				府支出金	6,020		
				[安心こども基金事業補助金	6,020]		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	180	講師謝礼	4,053
				11. 需 用 費	260	消耗品費	414
				13. 委 託 料	5,000	調査委託料 上演委託料	3,500 1,500
				14. 使 用 料 及 び 賃 借 料	100	会場借上料	147
				18. 備 品 購 入 費	480	器具購入費	320

(3)生活保護費	2, 197, 870	995	2, 198, 865	995			
				国庫支出金	995		
1)生活保護費	2, 197, 870	995	2, 198, 865	995			
				国庫支出金	995		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	50		50
				13. 委 託 料	945		7, 473
[3]セーフティネット支援対策等事業	29, 391	995	30, 386	995		生活福祉課	
				国庫支出金	995		
				[セーフティネット支援対策等事業費補助金	995]		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	50	講師謝礼	50
				13. 委 託 料	945	生活保護適正化委託料	6, 222
(5)介護保険費	846, 872	7, 272	854, 144	7, 272			
				府支出金	7, 272		
1)介護保険費	846, 872	7, 272	854, 144	7, 272			
				府支出金	7, 272		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び交付金	7, 272		181, 135
[3]介護保険施設整備事業	181, 000	7, 272	188, 272	7, 272		長寿社会推進課	

款 3 民 生 費 項 5 介 護 保 険 費 目 1 介 護 保 険 費

款 3 民生費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 7,272			
				[介護保険事業費補助金 7,272]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	7,272	小規模多機能型居宅介護事業所スプリンクラー 整備費補助金	181,000
5 農林水産業費	116,048	5,000	121,048	3,700	1,300		
				市債			
				3,700			
(1) 農 業 費	112,481	5,000	117,481	3,700	1,300		
				市債			
				3,700			
7) 水路改修事業費	400	5,000	5,400	3,700	1,300		
				市債			
				3,700			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	5,000		
[1] 耕地事業	400	5,000	5,400	3,700	1,300	産業観光課	
				市債			
				3,700			
				[水路改修事業債 3,700]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	5,000		
7 土 木 費	1,540,964	1,800	1,542,764		1,800		
(4) 都市計画費	1,100,785	1,800	1,102,585		1,800		

1)都市計画総務費	155,968	1,800	157,768		1,800		
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	1,800		2,862
[3]都市計画関連業務事業	4,549	1,800	6,349		1,800	都市計画課	
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	1,800	都市計画決定等業務委託料	2,862
9教育費	1,660,171	200	1,660,371	200			
				府支出金			
				200			
(1)教育総務費	299,035	200	299,235	200			
				府支出金			
				200			
5)人権教育推進費	32,208	200	32,408	200			
				府支出金			
				200			
				節 区 分	金 額		
				8.報償費	150		970
				11.需用費	50		875
[3]人権教育推進事業	1,323	200	1,523	200		人権教育課	
				府支出金			
				200			
				[豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業委託金			
				200]			
				節 区 分	金 額		
				8.報償費	150	講師謝礼	600
				11.需用費	50	消耗品費	540

款 9 教育費 項 1 教育総務費 目 5 人権教育推進費

款 11 諸支出金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 1 諸支出金	107,250	10,000	117,250	10,000			
				寄附金 10,000			
(1) 公共施設整備基金費	24,144	10,000	34,144	10,000			
				寄附金 10,000			
1) 公共施設整備基金費	24,144	10,000	34,144	10,000			
				寄附金 10,000			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	10,000		24,144
[1] 公共施設整備基金事業	24,144	10,000	34,144	10,000		総務課	
				寄附金 10,000			
				[施設整備寄附金 10,000]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	10,000		24,144
歳 出 合 計	27,268,033	37,135	27,305,168	31,687	5,448		
				国庫支出金 995			
				府支出金 16,992			
				寄附金 10,000			

				市債	3,700		
--	--	--	--	----	-------	--	--

款 11 諸支出金 項 1 公共施設整備基金費 目 1 公共施設整備基金費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額
1. 普 通 債	6,863,900	17,060,454	6,867,600	17,064,154
(2) 農 林 水 産	10,200	309,038	13,900	312,738
計	8,485,100	28,637,443	8,488,800	28,641,143

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,707,207		8,707,207	31.9
(2) 地方譲与税	140,800		140,800	0.5
(3) 利子割交付金	20,000		20,000	0.1
(4) 配当割交付金	21,200		21,200	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	3,300		3,300	—
(6) 地方消費税交付金	626,300		626,300	2.3
(7) ゴルフ場利用税交付金	52,200		52,200	0.2
(8) 自動車取得税交付金	59,300		59,300	0.2
(9) 地方特例交付金	48,300		48,300	0.2
(10) 地方交付税	2,500,000	5,448	2,505,448	9.2
(11) 交通安全対策特別交付金	12,460		12,460	—
(12) 分担金及び負担金	246,075		246,075	0.9
(13) 使用料及び手数料	370,024		370,024	1.4
(14) 国庫支出金	3,575,722	995	3,576,717	13.1
(15) 府支出金	1,681,384	16,992	1,698,376	6.2
(16) 財産収入	28,878		28,878	0.1
(17) 寄 附 金	1,320	10,000	11,320	—
(18) 繰 入 金	470,600		470,600	1.7
(19) 諸 収 入	217,863		217,863	0.8
(20) 市 債	8,485,100	3,700	8,488,800	31.1
歳 入 合 計	27,268,033	37,135	27,305,168	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	278,638		278,638	1.0
(2) 総務費	8,370,978		8,370,978	30.7
(3) 民生費	9,580,363	20,135	9,600,498	35.2
(4) 衛生費	1,569,880		1,569,880	5.7
(5) 農林水産業費	116,048	5,000	121,048	0.4
(6) 商工費	58,751		58,751	0.2
(7) 土木費	1,540,964	1,800	1,542,764	5.7
(8) 消防費	814,407		814,407	3.0
(9) 教育費	1,660,171	200	1,660,371	6.1
(10) 公債費	3,150,583		3,150,583	11.5
(11) 諸支出金	107,250	10,000	117,250	0.4
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	27,268,033	37,135	27,305,168	100.0